

# 令和5年度第4回宮城県障害者施策推進協議会議事要旨

## 1 日時

令和6年2月9日（金）午後2時から午後4分まで

## 2 場所

TKPガーデンシティ仙台勾当台 ホール2

## 3 出席者

### (1) 委員

別添「委員名簿」のとおり（14名出席）

### (2) 事務局

保健福祉部	志賀部長
保健福祉部障害福祉課	日下参事兼課長、澤口総括課長補佐、 松本総括課長補佐兼精神保健推進室総括室長補佐
企画推進班	高山主幹（班長）、森主任主査、首藤主事、 阿部主事
施設支援班	瀬川課長補佐（班長）
運営指導班	錦織課長補佐（班長）
保健福祉部精神保健推進室	村上室長、八巻技術副参事兼総括室長補佐
精神保健推進班	菅原技術補佐（班長）
発達障害・療育支援班	大内室長補佐（班長）
経済商工観光部雇用対策課	中野雇用推進専門監
教育庁特別支援教育課	吉田総括課長補佐

## 4 議事要旨

### (1) 開会

（事務局・松本総括課長補佐兼精神保健推進室総括室長補佐）

- それでは、定刻となりましたので、ただいまから「令和5年度第4回宮城県障害者施策推進協議会」を開催いたします。
- 本日の司会を務めさせていただきます、障害福祉課の松本と申します。よろしくお願いたします。
- 開会に当たりまして、宮城県保健福祉部長の志賀より、挨拶を申し上げます。

**(事務局・志賀保健福祉部長)**

- 宮城県保健福祉部長の志賀でございます。
- 本日は、大変お忙しい中、本協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、皆様方には、本県の障害福祉行政の推進につきまして、日頃から格別の御指導、御協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。
- さて、本日は、お手元の次第にありますとおり、「みやぎ障害者プラン」及び「宮城県障害福祉計画」の最終案について、御審議いただくこととしております。
- また、報告事項として「障害を理由とする差別の相談事例」について御報告させていただきます。
- 両計画につきましては、一昨年（令和4年）の11月を皮切りに、本協議会において、委員の皆様から御意見を頂戴しながら、新たな計画案を策定してまいりましたが、前回の協議会において、計画の中間案について概ね御了承をいただいたところ です。
- その後、県議会への報告を行うとともに、12月中旬から約1か月間、パブリックコメントを行い、県内の個人の方や団体から多数の御意見を頂戴いたしました。
- 本日は、これらのいただいた御意見を踏まえ、お手元の資料のとおり、両計画の最終案をとりまとめた次第です。
- 御出席の皆様におかれましては、どうぞ忌憚のない御意見をお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。
- 本日はどうぞよろしく願いいたします。

**(事務局・松本総括課長補佐兼精神保健推進室総括室長補佐)**

- 本日は、委員の方々の半数以上の御出席をいただいておりますので、障害者施策推進協議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立いたしますことを御報告いたします。
- それでは、以後の議事進行は阿部会長にお願いいたします。阿部会長よろしく願いいたします。

**(2) 議事**

**(阿部会長)**

- 会長を務めさせていただいております阿部でございます。
- 本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席いただきまして、私からも改めてお礼申し上げます。
- 今回は、次第のとおり、「みやぎ障害者プラン」と「宮城県障害福祉計画」の最終案について審議することとなっております。
- 議事後、報告事項として「障害を理由とする差別の相談事例」について報告いただくこととなっております。
- 皆様には、可能な限り、多くの御意見をいただきたいと思っておりますので、

円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- それでは、次第の2「議事（1）みやぎ障害者プランの最終案」について、事務局から説明をお願いします。

#### ①事務局説明

（事務局・日下参事兼課長）

- 障害福祉課長の日下でございます。私の方から、まず、「議事（1）みやぎ障害者プランの最終案」について、御説明させていただきます。
- 御説明の流れですが、まず、昨年11月に、本協議会において御審議いただいた中間案につきまして、県民の皆様の御意見を募集するパブリックコメントを実施いたしましたので、その提出状況などについて、資料2『みやぎ障害者プラン』及び『宮城県障害福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）』の中間案に対するパブリックコメントの提出状況等」を用いまして、御説明させていただきます。
- 続いて、昨年11月の本協議会やパブリックコメントで頂戴した御意見などに基づき、中間案からの修正箇所などについて、資料3-1「みやぎ障害者プラン（中間案）に寄せられた御意見と県の考え方」及び資料3-3「みやぎ障害者プラン（最終案）」を用いまして、御説明させていただきます。
- それでは、資料1「みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の最終案について」を御覧ください。
- 内容につきましては、中間案からの変更はございません。プランと福祉計画を策定する趣旨、計画策定の経過、計画それぞれの構成をお示ししております。
- 続いて、資料2『みやぎ障害者プラン』及び『宮城県障害福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）』の中間案に対するパブリックコメントの提出状況等」を御覧ください。
- 昨年12月11日から1月11日まで実施したパブリックコメントの提出状況につきましては、「2 提出状況」のとおり、3個人・4団体から108件の提出があり、その内訳は、個人19件・団体89件となっております。
- 計画別にみると、プランにつきましては、2個人・3団体から67件の提出があり、福祉計画につきましては、3個人・3団体から41件の提出がございました。
- また、そのうちプランと福祉計画への重複意見が5件となっております。
- その下の箇所に、プランと福祉計画それぞれで頂戴したコメントの種類とその対応状況が分かる表を掲載しております。
- 表頭にある「御意見」は、「プランと福祉計画の中間案に対する修正等の御意見」を表しており、「御要望等」は、「プランと福祉計画の中間案に関連する具体的な事業への御要望や御感想などの最終案本文の記載に直接関係しないもの」を表し

ております。

- また、「御意見」のうち、「○」は、「御意見を最終案に反映したもの」、「一部」は、「御意見の一部を最終案に反映したもの」、「一」は、「今後の取組の参考とするもの、最終案に反映のないもの」を表しております。
- プランでは、提出のあった67件のパブリックコメントのうち、御意見が25件、御要望等が42件の内訳となっております。また、頂戴した25件の御意見のうち、「○」の6件と「一部」の10件を合わせた15件の御意見を踏まえ、最終案において、中間案から修正などを行っております。
- 続いて、福祉計画では、提出のあった41件のパブリックコメントのうち、御意見が38件、御要望等が3件の内訳となっております。また、頂戴した38件の御意見のうち、「○」の2件と「一部」の7件を合わせた9件の御意見を踏まえ、最終案において、中間案から修正などを行っております。
- 資料2についての御説明は以上でございます。
- 次に、資料3-1「みやぎ障害者プラン（中間案）に寄せられた御意見と県の考え方」を御覧ください。こちらは、プランの中間案に対し、昨年11月の本協議会及び自立支援協議会で頂戴した御意見等と、パブリックコメントで頂戴した御意見等の内容に対する県の考え方をお示ししたものとなっております。
- 1ページから3ページまでの本協議会及び自立支援協議会で頂戴した御意見等に対する県の対応方針につきましては、昨年12月のパブリックコメント開始前に、委員の皆様にお示しをさせていただいたところでございます。
- また、4ページ以降のパブリックコメントで頂戴した御意見等につきましては、67件とボリュームも多いことから、1件1件すべての御説明は行わず、中間案からの主な変更箇所について、御説明させていただきますので、資料3-1につきましては、後ほど御確認いただけますと幸いです。
- 続いて、資料3-2「みやぎ障害者プラン（最終案）の概要」を御覧ください。こちらの中間案からの変更箇所は一箇所、左下「2 重点施策②『雇用・就労等の促進による経済的自立』」の「雇用障害者数と民間企業の実雇用率」の図に令和5年度の実績を追加しております。
- こちらは、宮城労働局の統計資料の公表を踏まえた修正となっており、本文の関係箇所につきましても、併せて修正を行っております。
- それでは、資料3-3「みやぎ障害者プラン（最終案）」により御説明させていただきますが、中間案からの変更箇所については赤字で表示しております。
- 10ページを御覧ください。こちらは、「障害のある人の現状等」の「1 障害者手帳所持者数の推移」に関する項目でございます。7行目の「【図1】障害者手帳所持者数の推移」につきまして、中間案においては、図の上に表記しておりましたが、本協議会での御意見を踏まえ、タイトルを図の下に表記を修正しており、

以降すべての図番号とタイトルを図の下に表記しております。

- 続いて、18行目の「身体障害者手帳」の後ろにある赤字の「※印」につきましては、「用語解説がある用語の記載箇所について、用語解説があることが分かるようにしてはどうか。」という本協議会での御意見を踏まえ、中間案から追記しております。
- 併せて、用語解説がある用語を記載しているすべてのページの右下に「※印の用語解説は85ページ以降にあります。」という文言を追記しております。
- 14ページを御覧ください。こちらも、「障害のある人の現状等」の「1 障害者手帳所持者数の推移」に関する項目でございます。「図10」と「図11」につきましては、「入院患者と通院患者の単年における種別の内訳だけでなく、各年の増減が分かるように経年比較が出来ないか。」という自立支援協議会での御意見を踏まえ、追加いたしました。
- 次に、8行目から10行目にかけての赤字箇所につきましては、「障害のある人の現状等」の記載について、「障害者手帳所持者数だけでなく、身体・療育・精神の他に、発達・高次脳機能障害・難病を含めた6障害についての記載があった方が現状として理解しやすいのではないか。」「障害者手帳所持者数はあくまでもひとつの目安として、親も気づいていない場合や医療機関に行って診断がつくほどでもないケース、障害の枠に入ることを嫌い、あえて持たないケースなど、こうした現状に触れながら文章にした方が全体の現状として分かりやすいのではないか。」という本協議会での御意見を踏まえ、「このほか、県内には、発達障害や高次脳機能障害、難病を抱えているものの、障害者手帳を所持していない人、障害者総合支援法では支援の対象とならないが長引く病気やけが等により生活のしづらさがある人が多く生活しています。」という文言を中間案から追記しております。
- そのほか、プランの分かりやすさ、という観点から、「『身体障害』『精神障害』の用語解説を追記してはどうか。」という本協議会での御意見を踏まえ、巻末に用語解説を中間案から追記しております。
- 26ページを御覧ください。こちらは、「重点施策」の「1 障害を理由とする差別の解消」に関する項目でございます。16行目の赤字箇所「意思疎通支援者」につきましては、「手話通訳や要約筆記」だけでなく、「盲ろう通訳・介助員等」についても追記してほしい。」というパブリックコメントを踏まえ、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう通訳・介助員等の意思疎通支援者の派遣に関する表記につきましては、「意思疎通支援者」と本文が読みやすくなるよう表記を統一し、「意思疎通支援者」の用語解説を巻末に追記しております。
- 28ページを御覧ください。こちらは、「重点施策」の「2 雇用・就労等の促進による経済的自立」に関する項目でございます。「障害者雇用率」の赤字箇所の

記載につきましては、さきほど、資料3-2「みやぎ障害者プラン（最終案）の概要」で御説明したとおり、宮城労働局の統計資料の公表を踏まえた修正となっております。

- 38ページを御覧ください。こちらは、「重点施策」の「3 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成」に関する項目でございます。23行目以降の「施策の方向」につきまして、『「当事者本人の意思・希望」を大切にす  
る計画にして欲しい。』というパブリックコメントを踏まえ、24行目から25行  
目にかけて、「障害当事者の意見などを踏まえながら、」という文言を中間案から  
追記しております。
- 次に、31行目の「また、」以降の記載につきまして、前の段落からのつながり  
で医療的ケアに特化した記載であるかのような誤解を与えないよう、「地域での  
生活が困難な障害のある人の重度化・高齢化や『親亡き後』を見据え、」という文  
言を中間案から追記しております。
- 39ページを御覧ください。「主な推進施策」の「(2) 住まい・支援拠点の整  
備等」、27行目以降の「セーフティネット機能の確保・充実」に関する項目につ  
きまして、「医療・福祉の連携に関する記載」について頂戴したパブリックコメン  
トを踏まえ、28行目から29行目にかけて、医療と介護を提供する「療養介護  
事業所」という文言を中間案から追記しております。
- 46ページを御覧ください。こちらは、「各論」「第1章 共に生活するために」  
の「第2節 『情報のバリアフリー』の推進」に関する項目でございます。「現状  
と課題」の4つ目のダイヤに視覚や聴覚などに障害のある人の数を記載しており  
ますが、「視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろう者は両者よりもさらに情報取得  
にも意思疎通にも著しい困難を抱え、障害特性に応じたコミュニケーション手段  
の確保・充実が求められる」というパブリックコメントを踏まえ、文末に、「この  
うち、盲ろうなどの重複障害のある人は、情報の取得・利用やコミュニケーション  
がさらに困難な状況にあります。」という文言を中間案から追記しております。
- 69ページを御覧ください。こちらは、「各論」「第3章 安心して生活するた  
めに」の「第4節 保健・医療・福祉等の連携促進」に関する項目でございます。  
ページ上段の箱囲みにある2つ目のダイヤの赤字箇所につきましては、「病院再  
編が当事者もとより県民多くの関心事となっておりますが、結論は別にしても両  
計画において全く触れられていないことに疑問を感じます。」というパブリック  
コメントを踏まえ、「第8次宮城県地域医療計画（精神疾患）」における内容に合  
わせ、『宮城県立精神医療センター』は、施設が老朽化し建替が必要な状態とな  
っており、建替に伴う移転再編について協議が行われています。建替に当たって  
は、宮城県の精神科医療提供体制の課題の解決を図ることができるように整備を  
進める必要があります。」という文言を中間案から追記しております。

- 70ページを御覧ください。70ページから71ページにかけては、「3 精神疾患対策の充実」の「心の問題・精神疾患の予防等」に関する項目でございます。
- こちらに関連し、「計画期間が令和6年度から令和11年度までとなっており、県立精神医療センターの富谷市への移転が計画期間に含まれることになる。3,000人と言われる県立精神医療センターへの通院者が富谷市に通うことになるので、重点施策として、精神障害の理解に関する地域住民への普及啓発が必要と考える。」という御意見を本協議会で頂戴いたしました。
- 県として病院再編の議論が定まらない中で、次期障害者プランの重点施策として、県立精神医療センターの富谷市への移転を前提とした普及啓発に関する施策を盛り込むことは出来ないと考えておりますが、今後の病院再編の議論も含め、精神障害の理解に関する地域住民への普及啓発については推進する必要がある、令和6年度より、全県的な普及啓発の一環として、心のサポーター養成事業をとおり、精神疾患への正しい知識と理解を広めていく予定であるため、現行プランよりも精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を一層推進することが分かるよう、71ページ、1行目の赤字箇所「一層推進するとともに、」という文言を中間案から追記しております。
- 72ページを御覧ください。こちらは、引き続き「3 精神疾患対策の充実」に関する項目でございます。5行目の「ひきこもりケア体制の整備」につきまして、「発達障害のある人達の最近の問題として特に取り上げられるのは、元気だけ行き場がないのでひきこもっている人が多くいる。そういった社会資源の整備について、そういう構想があるという文言でも構わないので、追記してはどうか。」という本協議会での御意見を踏まえ、8行目の赤字箇所「居場所づくりの支援、」という文言を中間案から追記しております。
- 80ページを御覧ください。「プラン策定の過程」を表にまとめておりますが、今後のスケジュールにつきましては、来週16日に自立支援協議会において、本日と同じ両計画の最終案を御議論いただき、3月に、最終案について県議会へ報告を行ったのち、3月下旬に策定の公表を行う予定でございます。
- 最後に、84ページを御覧ください。こちらは、「プランの推進と進行管理」の「3 プラン推進のために」に関する項目でございます。「新・宮城の将来ビジョン 実施計画」と「宮城県障害福祉計画」に関する表の上の赤字箇所「目標項目の例」につきまして、中間案では「数値目標の例」としておりましたが、本協議会で『数値目標の例』とあるが、数値の記載がないので、具体の目標数値を記載してはどうか。」という御意見を頂戴いたしました。
- 各計画で計画期間が異なっており、プランの計画期間中に福祉計画が改定され、数値目標が変更された場合、計画間で数値目標に差異が生じてしまうため、プランでは、関連施策の数値目標を設定している他計画の項目までの記載とし、具体

の数値目標は記載しておりませんが、数値目標とあるのに数値の記載がないのではないか、という違和感が生じないように、「数値目標の例」を「目標項目の例」に中間案から修正しております。

- この件についての御説明は以上でございます。

**(阿部会長)**

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、パブリックコメント等で寄せられた意見と、意見に対する県の考え方を資料3-1として整理し、それらを踏まえ、資料3-3、プランの最終案をとりまとめたとのことでありました。
- 意見に対する県の考え方や、プランへの反映など、委員の皆様から、最終案に対する御質問・御意見を伺おうと思っておりますが、いかがでしょうか。
- はい、磯谷委員お願いいたします。

**②質疑応答**

**(磯谷委員)**

- 宮城県精神障がい者家族連合会の磯谷でございます。資料3-1について、私の前回の発言というものがまとめられておりますが、これは不正確です。私の言ったことのごく一部でしかありません。
- 「御意見等の内容」という部分の一番下の行に「精神障害の理解に関する地域住民への普及啓発が必要と考える」と書いてありますが、私が申し上げたのは、富谷に移った場合に、その土地にある社会資源が絶対的に不足しているということです。
- 富谷には、現在、グループホームが4つしかありません。他方、現在、名取には17あります。
- そして、富谷市5万人のところに3,000人が通院する場合には、そこに住み着く人もいますから、そういう社会資源が不足している。つまり、予算や人材、そういったものを県の責任で面倒見なければいけない、ということを申し上げました。
- 単に病院を移転させるという問題ではなくて、共生社会である社会資源全部も含んで動くことになるから、お金がよりたくさん必要になる、ということを県議会の方に知ってもらうために、この発言をしております。なので、このように矮小化されてしまうことは心外です。
- また、そのことについての「県の考え方」の一番上のところ、「県としての病院再編の議論が定まらない中で、次期障害者プランの重点施策として、県立精神医療センターの富谷市への移転を前提とした普及啓発に関する施策を盛り込むことはできないと考えております。」とありますが、そもそも議論がまとまらないのは、知事と県が聞かないからです。



- それは、例えば、国連の障害者権利条約で、障害当事者の言葉を聞くようにと  
いうことを日本も決めているのにも関わらず、ユーザーズアクションの方で度々  
言われるように、さっぱり聞いてくれない・聞かない。住民に対する説明会も3  
回行われておりますが、それはほとんどの時間、県の計画というものを一方的に  
説明されるだけで、それであたかもアリバイ作りのように終わってしまっていま  
す。
- つまり、話を聞かないからまとまらないのであって、これは知事と県の責任で  
す。このプランの計画期間の最中に、その移転という問題が重なるにも関わらず、  
そこを含まないでここで施策を立てて、それを明らかにしないまま県議会でまも  
なく予算を通してしまうというのは、とても無理な話だと思います。
- 家族会も反対しております。住民団体も説明に納得しておりません。もちろん、  
病院で働いている医療者の方はそうですし、諮問委員会の委員の方たちの意見と  
いうものも耳を貸さない。決めるのは県議会であり、私は県議会の話でしか動か  
ないと知事が突っ張るものですから、一体、これでは、福祉の施策というものは、  
そもそも障害者、弱者のためにあるものではないのか。
- 弱者本人、当事者あるいは家族、それを守るための医療者、そういった方たち  
がいろいろ意見を言っているのに聞かないと言って、突っぱねて次々と案を変え  
て、病院を誘致すると言ってみたり、今度は分院を出すサテライト案というのを  
出してみたり、そして、例えば名取の障害者と暮らしを守る会の小泉さんが、詳  
細にこれは経済的に成り立ちません。医療の人材配置として無理ですということ  
を公表しているにもかかわらず、それに対しては何の返答もしない。このままで  
は決まりません。
- 決まらないのは繰り返しますが、知事と県の責任です。
- ですから、私の意見というのは、それでもなお富谷に移すというのであれば、  
今絶対的に不足している社会資源や人材、予算というものを準備してくださいと、  
これが今回の案に載せられないと言うが、本院が富谷に決まったならば、様々な  
施策を行うということを重点政策としないでどうするのか。
- 60年かけて病院が移って作り上げ、30年以上かかって社会的なセーフティ  
ーのネットワークが出来上がってきた。
- そういうものを無理やりに意見を聞かないで移そうという時に、その次の問題  
としてどうしても移すならば万全の準備、つまり少なくとも名取で実現している  
共生社会と同じ程度のものは富谷に作りましょうと県が言わなくてどうするの  
か。
- その上で、例え、そのような施設群が出来たとしても、共生社会というのは専  
門家のものではありません。そこに住んでいるパン屋さんやメガネ屋さん、歯医  
者さん、そういった人たちが障害者に対する理解というものを持って初めて成立

するわけです。だから繰り返しますが、通院する病院を中心とする5キロ以内に十分な数の社会資源を準備し、さらにここの啓蒙活動というのは、全県的な現在実行されているような啓蒙活動の話ではありません。

- 生活圏内での障害者が実際に体験するであろう差別を和らげる。あるいはさらに理解を進めていく。そのための準備が必要だと言っています。ですので、私から言わせれば、その「御意見の内容」、私の言ったことは非常に矮小化されてここに書かれていますし、「県の考え方」、それは一方的な理屈であり、実際に関係者の意見というものを聞いていないのではないですかということをお願いしたいと思います。以上でございます。

**(阿部会長)**

- 事務局、お願いいたします。

**(事務局・志賀保健福祉部長)**

- 病院再編に関しまして、御指摘を頂戴いたしました。話を聞いてくれない・聞かないということにつきましては、これまで、患者会等の様々な団体より、御要望を頂戴する場面も含めると、数十回に渡り御意見を承り、その都度、県の考え方を申し上げてまいりました。
- ただ、残念ながら、まだ（県立精神医療センターと東北労災病院の合築・移転に関する）基本合意には至っていないということは確かでございます。そういった現状を踏まえたと、話を聞いてくれない・聞かないといった印象を持たれることについて、県といたしましては大変心苦しく感じておりますが、決して御意見を聞かない・聞いていないということは全くございません。これまでもこれからも、しっかりと議論を重ねていくつもりでございます。
- そういった議論を重ねていく中で、県の対応や考え方が変わってきていることも事実でございます。これまで、サテライト案など様々な県の考え方の変遷を経てきておりますが、そのことで県の考え方がブレているとかズレているといった御指摘や御批判を頂戴することもございますが、県といたしましては、そういった様々な御意見を頂戴することによって、その都度、県として、どのような対応策が考えられるのか、また、柔軟に対応することが出来るのか、といったことを前提として、県の考え方を申し上げてまいりました。
- その結果として、県の考え方がブレているとかズレているといった御意見につながっているところは、どうしてもあるかと思っております。しかし、繰り返しになりますが、県といたしましては、そういった様々な御意見を頂戴することによって、その都度、柔軟に対応する策を考えてきたつもりでございます。この姿勢は、これまでもこれからも変わらないものでございます。
- それを前提といたしまして、今回、次期みやぎ障害者プランを取りまとめる現時点におきましては、県立精神医療センターの富谷市への移転について、正式に

決定しているものではなく、また、決定出来る状況でもございません。

- なんとか今年度中（3月まで）に（県立精神医療センターと東北労災病院の合築・移転に関する）基本合意の締結が出来るよう、様々な議論や検討を重ねてきているところではございますが、現状、その着地が見えていない状況でございますので、現時点における次期みやぎ障害者プランへの施策の記載につきましては、県立精神医療センターの富谷市への移転を前提とする施策の記載は出来ないという考え方を御提示させていただきました。
- しかしながら、現時点で県立精神医療センターの富谷市への移転を前提とする施策の記載は出来ませんが、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」、いわゆる「にも包括」の推進につきましては、富谷市への移転の有無にかかわらず、県として進めていかなければならない大変重要な施策だと思っております。
- 先日、令和6年度当初予算案の概略について、記者発表をさせていただいたところでございます。その中で、「にも包括」の推進につきましては、今年度（令和5年度）の予算が合計160万円程度、いわゆる会議体の運営や検討に関する諸経費等しか計上しておらず、「にも包括」の推進に対する取組の姿勢が甘いといった御指摘を受けていたところでございますが、来年度（令和6年度）につきましては、4,900万円の予算案を計上させていただきました。
- 予算規模で今年度（令和5年度）の30倍となりますが、むしろ今までが少なすぎたということかと思っておりますが、その予算規模が令和6年度限りのものではなく、令和7年度、令和8年度と予算を拡充していけるよう、財源の確保も含めて別途検討を進めているところでございます。
- 繰り返しになりますが、現時点で県立精神医療センターの富谷市への移転を前提とする施策の記載は出来ませんが、富谷市への移転の有無にかかわらず、「にも包括」の推進にしっかりと取り組んでいけるよう、今後の財源の確保についても努力していく姿勢であることは、私からも御説明申し上げたいと思います。その皮切りとして、来年度（令和6年度）につきましては、今申しあげました予算額の拡充を盛り込みましたので、その点について御理解賜りますようお願い申し上げます。

**（磯谷委員）**

- 御説明ありがとうございます。2月13日に県議会が始まりますが、福祉に詳しくない議員の方がほとんどです。何人かにお会いして話もしてみましたが、やはり肝心な点が分かっておりません。今回の県立精神医療センターの移転というものが、病院の機関だけの移転だと捉えていらっしゃる。
- そのため、適正配置とかいう話になってしまうのですが、県立精神医療センターが移転するということは、今ある共生社会を移すということなので、しっかりとした準備と多額の費用が必要になる、ということを議員の方が理解しないまま、

2月13日に令和6年度予算が可決すれば、この話は通って行ってしまいます。それがとても心配です。

- 今、志賀部長の御説明では、理解はしている、説明はしている、ということを繰り返されておりましたけれども、そうしますと、我々家族や当事者団体、医療関係者で構成される審議会が反対していることが、まるで団体のエゴを勝手に言っているように聞こえますが、そうではありません。
- 例えば、国から（新病院の整備費用に関する）補助金が出るということになりましたが、そこに日本で初めて「十分な説明をするように」という条件が付きました。つまり、説明を納得している関係者が少ないということを国が指摘しているわけです。そこが大事なところですし、また、仙台市の郡市長は「（県から）説明がない」ということを度々繰り返しています。なので、（県から）説明がないのです。受け取り側の問題ではありません。
- 知事と県が十分に説明をし、耳を傾けるという態度をしていない。一方的に御自分たちの作った案というものを長々と説明される。そういう時間に説明会を費やしてしまっているということを指摘して、私の発言を終わりにいたします。

**（阿部会長）**

- 志賀部長の御発言に対して、磯谷委員から御意見を述べられたということですが、そのことについては、事務局で受け止めていただきたいと思います。それから、志賀部長からの御説明にもありましたが、県立精神医療センターの移転については、未知数ではありますので、次期みやぎ障害者プランへの県立精神医療センターの富谷市への移転を前提とする施策の記載に関する県の考え方については、御説明のとおり了承したとしても、（資料に記載の）磯谷委員の御意見の内容が、少し矮小化された形で書かれていることについて心外だと御発言されておりますので、磯谷委員の御意見の内容に関する記載については、よく磯谷委員と共通理解を持った上で、修正について前向きに御検討いただきたいと思います。

**（事務局・日下参事兼課長）**

- 磯谷委員からの御意見の内容について矮小化されているということでございます。大変失礼いたしました。前回11月の協議会の御発言を録音した音声データも確認しながら、改めて、御確認させていただければと思います。

※資料3-1「みやぎ障害者プラン（中間案）に寄せられた御意見と県の考え方」の該当箇所について、記載内容を修正

**（阿部会長）**

- ありがとうございます。御自身が発言したとされる記載の内容について、御自身が心外だと言われているので、丁寧に御対応をお願いしたいと思います。
- では、他に御質問や御意見あればお願いしたいと思います。
- はい、森委員お願いいたします。

(森委員)

- みやぎ障害者プランについては、(資料3-3)2ページの2行目にありますように、障害者基本法に基づき策定されております。障害者基本法には3つの基本原則というものが、1つ目は地域社会における共生、2つ目が差別の禁止、3つ目が国際的な協調となっております。
- 前回か前々回、国連の障害者権利委員会から総括所見が出て、これからの日本の障害者団体はその総括所見にどのように対応していくのかということが問われているということを申し上げました。
- もう1つここで言いたいのは、みやぎ障害者プランの策定根拠となる障害者基本法が改定されたのが平成23年だったと思います。
- 1つの大事な法律が13年間も改定しなかったというのは、不自然で、障害者団体は、ここ数年内には障害者基本法の改正を国に求めていくことになると思います。
- ところが、みやぎ障害者プランの計画期間は6年ですが、こんなに目まぐるしく動いているのに、6年もの間そのままなのかというような印象を受けてしまいます。
- (資料3-3)84ページの「プランの進行管理」のPDCAサイクルの記載にありましたように、しっかりとPDCAサイクルのもと、障害者基本法が改正されたりした場合には、きっちりと対応するために、計画期間の途中であっても、この協議会で審議していければと思っております。
- 病院再編の話に関して、障害当事者団体として触れておこうと思いますが、私は、審議会の意見を無視するというのが最大の問題だと思っております。
- 家族会や障害当事者団体の反対を押し切って、行政が進むということはあり得るでしょう。しかし、関連する審議会の意見を無視して進むというのは、これは行政のやり方としては全く認められない。
- みやぎ障害者プランと宮城県障害福祉計画の最終案については、今回のこの協議会で認めようとしているわけですが、ここで協議会が反対だと言っても、県は「いや、これは議会に出します。」みたいな感じになりますので、やはり、その病院再編も、関連する審議会は反対していますので、それを押し切って進むというのは、審議会の位置付けとしては確かに強制力を持っていないと思いますけど、これはいかがなものかと、そのように個人的に思っております。以上です。

(阿部会長)

- 後段の部分は森委員の所見として述べられたところだと思います。前段の部分は、みやぎ障害者プランが6年の計画期間であるが、その間に関連する法制度等の変更があり得るのではないかと、その場合に、PDCAのチェック・アクションをどのように考えているのか、という御質問の主旨だったと思います。

○ この点について、事務局、お願いいたします。

**(事務局・日下参事兼課長)**

- みやぎ障害者プランにつきましては、6年間という比較的長い計画期間となっておりますが、主に3年間の計画期間である宮城県障害福祉計画で数値目標を管理していくこととしております。
- また、(資料3-3)最終案の3ページ「3 計画期間」のところに記載がございますが、「計画期間内であっても、障害のある方々を取り巻く社会情勢等の変化に的確に対応するため、必要に応じて、計画期間の途中でも適宜見直しを行っていくこととします。」という文言もございます。もし、こういった事情が生じた場合には、適切に見直しをすることも考えていきたいと思っております。

**(阿部会長)**

- 森委員は、こういう内容に非常に御関心をお持ちで、また、御理解もあるので、何かの時にはまた事務局に早めに情報提供等をお願い出来れば、今御説明の宮城県障害福祉計画の3年毎の数値目標の変更等にも、的確迅速に対応出来るかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。
- では、他に御質問や御意見あればお願ひしたいと思っております。
- はい、佐藤(由)委員お願ひいたします。

**(佐藤(由)委員)**

- 佐藤でございます。(資料3-3)69ページ、県立精神医療センターについてここに書いてあり、非常に曖昧な表現なので分かりづらいのですが、「建替に当たっては、宮城県の精神科医療提供体制の課題の解決を図ることができるように整備を進める必要があります。」という、文言的には、どっちとも読めるといえばどっちとも読めるのですが、でも、県の方針に沿ったような文言という解釈も可能なようにも感じるのですが、このように書いた意図は何でしょうか。

**(阿部会長)**

- 事務局、お願ひいたします。

**(事務局・村上室長)**

- 精神科医療提供体制の課題につきましては、医療についての様々な整理を行っているところですが、例えば、身体合併症への対応や災害医療への対応、そういったことが精神科医療提供体制の課題としてある現状になっております。
- 建替に当たっては、こういった課題を解決する手法・方法を検討し、具体の建替計画が作られていくものと考えておりますので、その旨、記載させていただいたものでございます。

**(佐藤(由)委員)**

- そういたしますと、この宮城県の精神科医療提供体制の課題というのは、県知事が仰っていることを指しているわけではないのですね。

- 要するに、県立精神医療センターの移転先がどこかという話ではなくて、その宮城県の精神科医療体制の問題についての具体的な課題の解決を図ると仰っているわけですね。そうであれば、それが分かるように文言を入れていただいた方が分かりやすいかと思います。

**(阿部会長)**

- 事務局の方で御説明された課題をいくつか挙げて、追記した方が本文の趣旨がはっきりするのでないか、という御提案ですが、事務局どうでしょうか。

**(事務局・日下参事兼課長)**

- 御意見ありがとうございます。委員が御提案されたとおり、分かりやすい表現に修正をしたいと思います。

**(阿部会長)**

- 他に御質問や御意見あればお願いしたいと思います。
- はい、志村委員お願いいたします。

**(志村委員)**

- (資料3-3) 85ページ以降の用語集について、96ページに民生委員という用語があったのですが、それが本文のどこに入っていますでしょうか。
- なぜかというと、流れを確認したかったのですが、一般的には民生委員と児童委員を兼ねていることが一般的なので、民生委員だけをここに載せるというよりは、子供も扱っているプランであれば、児童委員も含めた方が良いのではないかと思いますものですから、民生児童委員ではダメなのか、むしろ民生児童委員の表記の方が良いのではないかという趣旨でお聞きいたしました。

**(阿部会長)**

- 事務局、お願いいたします。

**(事務局・日下参事兼課長)**

- 本文中では、62ページの9行目に「地域の民生委員・児童委員や」という記載がございます。用語解説につきましては、民生委員と児童委員を別々の箇所解説しておりまして、児童委員については88ページの14行目に解説を記載しております。
- 説明の最後に矢印をして「(→民生委員)」と記載をし、そちらも御参照いただけるようにしております。

**(阿部会長)**

- 志村委員から頂戴した御意見を少しでも反映させれば、逆に民生委員のところにも矢印をして「(→児童委員)」と書かれた方が分かりやすいかと思いますので、事務局で御検討いただきたいと思います。
- はい、よろしいでしょうか。今回の「みやぎ障害者プランの最終案」について、いくつか御意見や御提案を委員の方から頂戴いたしました。事務局の方で、おお

よそのところで、このように、修正に答えたいと御説明いただいた点について最終案に反映することを前提に、協議会として了承するというところでよろしいでしょうか？

(異議なし)

※資料3-3「みやぎ障害者プラン（最終案）」の該当箇所について、記載内容を修正

※併せて、関連する資料3-1「みやぎ障害者プラン（中間案）に寄せられた御意見と県の考え方」の該当箇所について、記載内容を修正

- それでは、県から御提示のあった「みやぎ障害者プランの最終案」について、本協議会として了承することとしたいと思います。
- それから、本日は、県の保健福祉部長も本日御出席でありますので、審議する審議会は別であっても、関連する本協議会においても、2人の委員から、病院再編に関する御意見が出されたということについてはしっかりと受け止めておいていただきたいと思います。
- 続きまして、「議事（2）宮城県障害福祉計画の最終案」について、事務局から説明をお願いします。

### ③事務局説明

(事務局・日下参事兼課長)

- それでは、「議事（2）宮城県障害福祉計画の最終案」について、御説明させていただきます。
- 資料4-1を御覧ください。こちらの資料は、パブリックコメントで頂戴した御意見や、11月の協議会で頂戴した御意見と、それらに対する県の考え方を整理しております。内容が多くなっているため、御説明を省略させていただきますので、後ほど御確認いただければ幸いです。
- 今回は、これらの御意見や市町村計画の更新等を踏まえて作成した計画最終案の内容を、中間案からの変更点を中心に御説明いたします。
- 資料4-2を御覧ください。計画最終案の概要として、全体構成をまとめた資料となっておりますが、構成は中間案からの修正がありませんので、今回は説明を省略させていただきます。
- 資料4-3の計画最終案を御覧ください。赤字・下線で、中間案からの変更点を表示しております。
- まず、4ページを御覧ください。
- 「（2）策定の経過」として、11月の協議会以後に行った、パブリックコメント及び県議会への報告とともに、本日の協議会の開催を追加しています。
- 続いて、9ページを御覧ください。
- 「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」の部分で、地域生活移行者数の



目標値を、123人に更新しております。

- こちらは、市町村計画における目標値が更新されたことを受け、市町村計画との整合性を図る観点から、県の目標値も更新したものでございます。
- 続いて、10ページを御覧ください。
- 「(2) 精神病床における一年以上長期入院者数及び早期退院率」の部分で、一年以上の長期入院患者数の目標値を、65歳以上で1,793人以下、65歳未満で635人以下と設定いたしました。
- こちらは、中間案では具体的な数値を設定しておりませんでした。算定基礎となる数値等が国から示されましたので、国の基本指針に従って設定したものでございます。
- 次に、13ページを御覧ください。
- 「4 福祉施設から一般就労への移行等」の部分で、年間一般就労移行者数や、就労定着支援事業の利用者数の目標値を更新しています。  
具体的には、  
年間一般就労移行者数の総数を令和3年度実績の約1.48倍に当たる667人、  
就労移行支援からの移行者数を令和3年度実績の約1.40倍に当たる523人、  
就労継続A型からの移行者数を令和3年度実績の約1.93倍に当たる89人、  
就労移行B型からの移行者数を令和3年度実績の約1.96倍に当たる55人としております。  
また、就労定着支援事業の利用者数は令和3年度実績の約1.36倍に当たる453人以上としております。
- こちらは、市町村の目標値が更新されたことを受け、県の目標値も更新したものでございます。
- 次に、23ページを御覧ください。
- 「1 障害福祉サービス等の実施に関する考え方」の部分で、最後の文章を追加しております。
- こちらは、パブリックコメントの中で、「四病院再編が当事者、もとより県民多くの関心ごとになっており、計画において全く触れられていないことに疑問を感じる。計画の記載も、今後の県の方向性によっては変わって来るところがあると思われるので、その説明も必要ではないか。」という御意見を頂戴したことを受けて追加したものです。
- 県立精神医療センターの建替に伴う移転再編については、現在、協議が行われているところですが、県として精神科医療提供体制の課題の解決を図ることができるよう、整備に取り組むことを計画にも盛り込んでおります。こちら、先ほどのみやぎ障害者プランと同様に、精神科医療提供体制の課題の記載について検討させていただきます。

- 次に、24ページから50ページでは、指定障害福祉サービスや指定障害児通所支援等の必要な量の見込みを掲載していますが、こちらについては、市町村の見込量が更新されたことを受け、県の見込量も更新しております。
- このうち、32ページに掲載している就労選択支援については、現時点でサービス開始が令和7年10月予定とされていることから、令和6年度の見込量は設定しておりません。
- また、11月の自立支援協議会で、「仙台圏域については、仙台市のみの数字も掲載した方が県全体での実態が分かりやすくなるのではないか。」という御意見を頂戴したことを受け、仙台市のみの見込量を掲載する形式に改めております。
- なお、障害福祉サービス等のうち、29ページに掲載している「⑥生活介護」、38ページに掲載されている「⑮短期入所」、40ページに掲載している「⑰共同生活援助」については、国の基本指針において、実利用者数のうち重度障害者の人数を見込むことが望ましいとされております。
- しかしながら、重度障害者の人数を設定しない市町村が複数あり、県全体としての人数も見込むことが出来ないため、県計画では、重度障害者の人数は設定しないことといたします。
- 県としては、計画には人数を設定しないものの、年度ごとの実績調査等により、重度障害者のサービス利用状況の実態把握に努めてまいりたいと考えております。
- 次に、51ページを御覧ください。
- 51ページから55ページまでは、成果目標を達成するために必要な量を見込む活動指標を掲載している箇所ですが、「(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の部分で、精神障害者の地域移行支援利用者数、地域定着支援利用者数、共同生活援助利用者数、自立生活援助利用者数を更新しております。
- こちらは、市町村の計画値が更新されたことを受け、県の計画値も更新したものでございます。
- 次に、52ページを御覧ください。
- 「(5) 福祉施設から一般就労への移行等」の部分で、項目「就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行」の指標を更新しております。
- こちらは、先ほど御説明いたしました年間一般就労移行者数の目標値と同じ数字を設定しているため、目標値の更新に合わせたものでございます。
- また、項目「障害者に対する職業訓練の受講」から「公共職業安定所における福祉施設利用者の支援」までの4項目についても、計画値を更新しております。
- こちらは、成果目標のうち、年間一般就労移行者数の目標値と令和3年度の実績を比較した倍率を算出し、それぞれの令和3年度実績に乗じることで算出しており、今回、倍率が約1.48倍に更新されたことを受け、計画値も更新しました。

- 次に、53ページを御覧ください。
- 「(7) 発達障害者等に対する支援」の部分で、6項目で計画値を更新しております。
- こちらは、前回の本協議会で、「他の箇所は計画値が実績値を上回る見込みになっているのに、この6項目は実績値を下回っている。」との御指摘を受け、計画値の見直しを行ったものです。
- 次に、54ページを御覧ください。
- 「(9) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」の部分で、相談支援専門員及びサービス管理責任者等への意思決定ガイドライン等を活用した研修の修了者数を更新しております。
- こちらは、11月の自立支援協議会で、「宮城県内では現在、この研修は相談支援専門員のみを対象に開催されているが、修了者数の計画値にはサービス管理責任者等も含まれているのか。」という御質問を頂戴しておりました。修了者数には現在は研修を実施していないサービス管理責任者等も含めていることから、今後の研修実施を見込み、徐々に定員が増加する計画値に更新したものでございます。
- 次に、55ページを御覧ください。
- 「(10) 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量」の部分で、基盤整備量(利用者数)を2,633人と設定いたしました。
- こちらは、中間案では具体的な数値を設定していませんでしたが、算定基礎となる数値等が国から示されましたので、国の基本指針に則って設定したものでございます。
- 次に、58ページを御覧ください。
- 「1 指定障害者支援施設の必要入所定員総数」の部分で、指定障害者支援施設の入所定員総数を更新しております。
- こちらは、県が実施した調査により、入所定員数が20名減少した施設が確認されたことを反映したものでございます。
- また、「2 指定障害児入所施設の必要入所定員総数」の部分で、考え方の文章の4行目を修正しております。
- こちらについて、中間案では、福祉型障害児入所施設において定員数まで障害児を受け入れられない主な要因として、18歳に達した入所者の移行先が見つからないことであると記載しておりました。
- しかし、今年度から、県と仙台市が共同で、18歳に達した入所者の移行調整に係る協議の場を試行的に運用していること等により、状況に変化がありましたので、より現状に即した内容として、「入所している児童の特性等により多床室を個室として使用する場合がある」という記載に改めております。
- 次に、67ページを御覧ください。

- 「②盲ろう者向け通訳・介助員派遣」の部分で、説明文と見込量を修正しております。
- まず、説明文については、パブリックコメントで頂戴した御意見を踏まえ、事業目的を明記する内容に改めております。
- また、見込量については、中間案では利用見込み件数として各年度360件としておりましたが、パブリックコメントにおいて、「令和4年度の派遣実績が見込み件数より多いので、実績ベースの見込み件数にしてほしい。」との御意見を頂戴いたしました。
- 御意見を踏まえまして、派遣事業の実施要綱では、1人当たりの時間で利用時間を設定していることから、見込み量についても、実施要綱に即して、1人当たりの時間を掲載することとして、各年度1人当たり240時間としております。
- 次に、71ページを御覧ください。
- 「(6) 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進」以降で、カッコ内の数字を修正しております。
- こちらは、中間案では(6)として掲載していた「医療的ケア児等総合支援」の記載を削除したために、番号を繰り上げたものでございます。
- 御覧いただいている71ページを含め、計画の第6章の2では、県が実施する地域生活支援促進事業を掲載しております。
- こども家庭庁が創設されたことにより、医療的ケア児等総合支援事業は、こども家庭庁が所管する事業に移行いたしまして、地域生活支援促進事業ではなくなったため、71ページの記載を削除したものでございます。
- 諸官庁が変わっただけでございますので、事業は引き続き実施いたします。
- なお、計画では、56ページに「医療的ケア児等体制整備推進」として、この事業を実施することを掲載しております。
- 以上が、中間案から最終案にかけての主な修正点となっております。
- なお、計画は、本日の協議会での審議を経て、年度内に策定する予定としております。
- この件についての御説明は以上です。

**(阿部会長)**

- ありがとうございます。
- 先ほどのみやぎ障害者プランと同様に、パブリックコメント等で寄せられた意見と、意見に対する県の考え方を資料4-1として整理し、それらを踏まえ、資料4-3、計画の最終案をとりまとめたとのことでした。
- 先ほどと同様、意見に対する県の考え方や、計画への反映など、委員の皆様から、最終案に対する御質問・御意見を伺おうと思いますが、いかがですか。
- はい、森委員お願いいたします。

#### ④質疑応答

##### (森委員)

- (資料4-3) 1ページ最初の「計画策定の根拠及び趣旨」についてです。私達の団体では、みやぎ障害者プランや宮城県障害福祉計画の完成したもので、たまに研修会を開催するのですが、その際に、いつも困っていることがあります。
- みやぎ障害者プランは、障害者基本法で、まず国の計画があり、次に都道府県、そして市町村の計画と条文が来るのですが、一方で、宮城県障害福祉計画は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づいて策定されているものですが、まずは国、その次に市町村、そして最後に都道府県が来るという条文の作りになっています。
- 研修会なんかでも、都道府県の計画より先に、まずは市町村の計画だと言ってはいるのですが、通常、多くの計画は、国→都道府県→市町村という順番になっておりますが、障害福祉計画は、国→市町村→都道府県という順番になっております。
- (資料4-3) ここにも、県は市町村の計画の達成に資するため、広域的な見地から云々と書いてありますが、県の前に、まずは市町村の計画ありきなんですね。ただ、ここだけ見ると、それが分かりづらい。
- ここだけ読むと、従来のように都道府県が計画を策定し、それを受けて、次に市町村が計画を策定する流れのような印象を受けてしまいます。なので、正しい策定の流れが分かりやすい記載にしてもらえると、研修会で使用する場合などにも理解しやすいかと思います。

##### (阿部会長)

- 事務局、お願いいたします。

##### (事務局・日下参事兼課長)

- 御意見ありがとうございます。研修会で御利用になる場合などの説明や理解のし易さという観点での記載に関する御意見だったかと思いますが、分かりやすい表現について、事務局で検討させていただければと思います。

##### (阿部会長)

- 内容については、何らかの案がまとまった時に、分かりやすいかということ森委員に御確認いただければ確かかかと思えます。私としても安心です。御協力よろしくお願いいたします。
- 他にいかがでしょうか。はい、それでは、森委員から御提案いただいた、(資料4-3) 1ページのところの書きぶりについて、研修会でもそうでしょうし、他の県民の皆さんが御覧になられる時にも分かりやすいようにということで、この点、少し修正をするとともに、先ほど事務局から御説明のあった、23ページについて、みやぎ障害者プランと同様の書きぶりになっているので、佐藤(由)委員から頂戴した御意見を踏まえ、解決を図る課題の内容が具体的に分かるように

表現を改めるということでした。

- 本協議会としては、少なくとも、この2点について修正を加えるということで、「宮城県障害福祉計画の最終案」について、了承することにさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

※資料4-3「宮城県障害福祉計画(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)(最終案)」の該当箇所について、記載内容を修正

→1ページ目の修正により、修正後の資料では、ページ数が1ページ増加しているため、上記発言内容について、ページ数+1ページとして読替

※併せて、関連する資料4-1「宮城県障害福祉計画(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)(中間案)に寄せられた御意見と県の考え方」の該当箇所について、記載内容を修正

- 県から御提示のあった「宮城県障害福祉計画の最終案」について、本協議会として了承することとしたいと思います。
- それでは、議事を終了し、報告事項に移りたいと思います。
- 続きまして、次第の3「報告 障害を理由とする差別等の相談事例」について、事務局から説明をお願いします。

### (3) 報告

#### ①事務局説明

(事務局・日下参事兼課長)

- 「報告 障害を理由とする差別の相談事例」について、御説明させていただきます。
- 資料5を御覧ください。県では、令和3年3月に策定した「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」に基づき、宮城県障害者差別相談センターにおいて、障害を理由とする差別についての相談を受付・対応をしております。
- 相談件数や相談事例につきましては、本協議会において情報共有させていただく方針としており、事例の多寡や内容により、本協議会の複数回の開催期間分をまとめて御報告させていただいております。
- 今回は、昨年の令和5年1月に開催された本協議会での報告以降、県に寄せられた、障害を理由とする差別に関する相談などについて、主な事例を3件、御報告させていただきます。
- なお、相談実績につきましては、令和3年度が14件、令和4年度が26件、令和5年度は12月末現在で26件となっております。
- 2ページを御覧ください。1件目は、医療機関における合理的配慮の事案となります。

- 団体から相談を受けた市町村の障害福祉担当部署の職員から、その対応について相談があったものでございます。内容といたしましては、盲導犬ユーザーが医療機関を受診したところ、「他の患者の中には、犬アレルギーの患者さんもいるかもしれない、また、今、盲導犬について他患者への説明もできないため、盲導犬は風除室までしか入れない。」と言われ、盲導犬は、待合室・診察室に入ることが出来ませんでした。
- 後日、団体から医療機関に連絡し盲導犬の入室について話をしたところ、「そんなことを言うなら、ここを受診してもらわなくていい」と言われたので、市町村から指導してほしいと言われたが、どのように対応したらよいか、というものになります。
- 相談センター職員からは、御本人から、受診した際の状況等を直接聞いて、御本人の想いを確認していくことが必要であることや、御本人の了承を得て、医療機関に連絡し、事案が発生した際の状況等について、場所や職員体制等を伺い、また、医療機関が診察を受けるために工夫したことについても確認していくことが必要であること、大切な話なので、医療機関も忙しいとは思いますが、電話ではなく訪問し、直接話し合えると良いことをお伝えいたしました。
- 3ページを御覧ください。2件目は、大学における合理的配慮に関する事案となります。
- 大学関係者から発達障害のある学生への合理的配慮について相談があったものでございます。内容といたしましては、人との距離が身体的にも・心理的にも理解が難しかったり、人が嫌がることを面白がってやるような障害特性のある学生について、大学としては、本人と保護者の了解をもらい、クラスメイトの学生、先生方に本人の障害特性について説明し、必要な配慮について説明をしてきているところであるが、合理的配慮について、どのように対応したらよいか、というものになります。
- 相談センター職員からは、今まで大学と本人や保護者で話し合って調整をしてきているようだが、本人に関わっている専門職がいるのであれば、専門職とも一緒に考え話し合っていくという「合理的配慮」は出来るのではないかと思うことなどをお伝えいたしました。
- 4ページを御覧ください。3件目は、個人の方が日頃感じている障害を理由とする差別に関する事案となります。
- 視覚障害があり、白杖を利用している相談者から、日頃感じている障害者差別について話を聞いてもらいたいと相談があったものでございます。内容といたしましては、仙台駅前白杖をついて歩いていると、若者がわざとぶつかってきたり、歩いているところで白杖をいたずらしたりする人がおり、相手の立場になって考えることが出来ると良いと思うが、自分がその立場になってみないと分から

ないと思う、などのお話を伺う中で、相談者がよく行く調剤薬局での合理的配慮に関する好事例を教えていただいた、というものになります。

- 相談者がよく行く調剤薬局では、相談者が訪問し椅子に座ると、薬局のスタッフの人たちが相談者のそばに来て、処方箋から薬の手渡し説明など丁寧に対応してくれたり、薬局でどのようなことが出来るのかなど、色々教えてくれて、「必要な時はいつでも言ってくださいね。」と言ってもらえるため、安心して利用出来る、というお話をいただきました。
- 相手の立場になって考えてもらえると嬉しい、と改めて相談者は仰っておりました。
- このほか、相談センターで対応する案件では、差別の相手方に差別解消や合理的配慮の法的位置付け、対応のあり方を話すことで改善に向かうケースや相談者が話をすることで気持ちに整理が付くケースなど様々でございます。
- 県といたしましては、引き続き、相談センターの運営をはじめとする各種施策に取り組んでまいります。
- この件についての御説明は以上となります。

#### (阿部会長)

- ありがとうございます。
- 差別や合理的配慮に関する相談事例として3件説明がありました。
- ただいまの報告に対して、御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。
- はい、登米委員お願いいたします。

#### ②質疑応答

#### (登米委員)

- 宮城県医師会の登米と申します。よろしくお願いたします。最初の事例に関してなんですが、これ、私のところだと整形外科なので、盲導犬と一緒に入ってきてても全然問題ないのですが、それがもし、例えば、喘息をメインに診ていらっしゃる先生のところなんかですと、それでもしかしたら他の患者さんが発作を起こしてですね、重篤なことになる可能性もなきにしもあらずであると。ですから、そういう場合は、やはりあらかじめ電話連絡をしていただけるとありがたいのではないかと思います。
- 耳鼻科や呼吸器内科だとか、そういったところは結構シリアスな事態が起きるかもしれません、ということでもあります。もちろん、医師会としてはこういうこと（差別事案）が起きないように指導していきたいと思います。以上です。

#### (阿部会長)

- 御助言いただきありがとうございます。対応のあり方として、診療科目によっては、医療機関での盲導犬の同伴が微妙なケースもあり得るということ、利



用される側の方の方にも分かるような情報提供も必要だという気が私もいたしました。何か良い方法があればお考えいただければと思います。

○ 他にはいかがでしょうか。はい、佐藤（由）委員お願いいたします。

**（佐藤（由）委員）**

○ 今、そのような話がありましたが、これを読む限り、そういう特異なケースとも読めず、一般的な医療機関だとすると、完全にアウトの事案ではないかと思えます。そうすると、その相談への対応として、これは市町村の職員からの相談だから、この程度の対応しか出来ないということなのかもしれませんが、解決に向けて、きちんと医療機関に指導するとか、そのようなことをする仕組みはないのでしょうか。

**（阿部会長）**

○ 事務局、お願いいたします。

**（事務局・日下参事兼課長）**

○ 盲導犬につきましては、基本的には拒否は出来ないと認識はしておりますが、この事例で言うと、御本人からの相談でなく、団体からの相談を受けた市町村の職員からの相談となっておりますので、相談センターの対応としても、まずは御本人の意思確認ですとか、実際にその場で病院がどのように対応したのかということを確認する等の助言をした内容になっております。

○ また、その後の御報告については、相談センターなので、先方からの御連絡を待つ状態であり、今のところ、特段いただいていない状況でございます

**（阿部会長）**

○ はい、登米委員お願いいたします。

**（登米委員）**

○ 医療法上や療養担当規則上では、そういう規定がありません。なので、それは社会通念というか、そういったものを鑑みて対応しましょう、と、今はまだそういうレベルになっております。

**（阿部会長）**

○ ありがとうございます。県で定めた「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」についての理解の浸透をしっかりとっていただきたいと思いますが、この件に関しましては、県としては待っている立場だということですので、御理解をいただきたいと思います。

○ 他にはいかがでしょうか。はい、森委員お願いいたします。

**（森委員）**

○ 今年の4月1日から事業者の合理的配慮の義務化がスタートするに当たり、事業者から研修の依頼等を受けることがあるのですが、見た目で分からない障害、特に発達障害にどう接したら良いかという質問もあります。

- 事業者側としては、なかなか大変な、合理的配慮について分かったような分からないような、それぞれ企業なんかでも取り組みされていると思うのですが、せっかく法律も変わることで、合理的配慮が、進んでいけばと思っております。以上です。

**(阿部会長)**

- 御意見として承ったということにさせていただきたいと思います。他にはよろしいでしょうか。ありがとうございます。最後の報告についても、これで終了させていただこうと思います。
- それでは、これで本日用意しております議事及び報告事項の一切を終了いたします。皆様には、円滑な議事進行にお力添えいただきましたことについて本当に感謝申し上げます。進行を事務局にお返しいたします。

**(4) その他**

**(事務局・松本総括課長補佐兼精神保健推進室総括室長補佐)**

- 阿部会長、議事進行ありがとうございました。
- 次第の4「その他」に移らせていただきます。皆様から何か御案内、御連絡等ございませんでしょうか。

(連絡等なし)

- それでは最後に、志賀部長から一言御挨拶申し上げます。

**(事務局・志賀保健福祉部長)**

- 本日は、長時間に及ぶ御審議を賜りまして誠にありがとうございます。そして、一部修正条件付きではございますが、両計画への御了承を賜りまして誠にありがとうございます。
- 両計画につきましては、本協議会において、約1年半の期間をかけて策定してまいりましたが、委員の皆様には、開催の都度、大変貴重な御意見を頂戴いたしました。重ねて御礼申し上げます。
- また、阿部会長には、皆様の御意見をわかりやすく整理・集約いただき、円滑かつ内容の濃い議事進行に御尽力いただいたほか、事務局に対しても、計画策定の進め方などについて、的確な御助言を頂戴いたしました。この場を借りて改めて御礼申し上げます。
- 今後は、皆様から頂戴した御意見を踏まえながら、市町村や関係団体としっかり連携し、両計画に掲げた取組を着実に推進してまいりますので、引き続きの御指導御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
- なお、一点、補足がございます。先ほど、磯谷委員からの御指摘に対して、ご説明漏れがございました。
- 補足をさせていただきますと、来週2月13日から県議会が始まります。1ヵ月ほどの会期で様々な審議がなされますが、県の方からお願いしている提出議案

の中には、県立精神医療センターの移転に関する予算等々も含めまして、議案という形式のものは提出しておりません。従いまして、この2月議会において、県立精神医療センターの移転に関しまして、県議会で何か議決をして決定するといったことはございません。

- 提出している予算は、仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合に関して、県から将来的な建設に対する支援を予定するといった合意内容になっており、それに伴う関連予算の一部を計上しているところでございます。あとは、様々な検討を進めていくためのコンサルティング経費を予算として計上しておりますが、繰り返しになりますけども、県立精神医療センターの移転に関して、議決を伴う予算も含め、何か計上して議会で御審議をいただいて決めるといったことはございません。
- もちろん、様々な御意見・御質疑がなされるかと思えます。そういった中でも、しっかりと県としての説明責任を果たしてまいりたいということでございます。
- その上で、にも包括の推進につきましては、先ほど申し上げたように、今年度の予算に比べれば大幅に拡充した取り組みを進めていくといったこと。また、宮城県障害福祉計画の中でも、にも包括の推進に取り組むための体制整備を今後複数年に渡り取り組んでいくといったことを本日御説明させていただきましたけれども、それに伴う必要な経費につきましても、しっかりと予算の確保に努めてまいりたいということを申し上げたいと思えます。
- 簡単ではございますが、これで私からの御礼の御挨拶とさせていただきます。今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

## (5) 閉会

(事務局・松本総括課長補佐兼精神保健推進室総括室長補佐)

- それでは、以上をもちまして、令和5年度第4回宮城県障害者施策推進協議会を終了させていただきます。
- 本日は長時間の御審議、誠にありがとうございました。